

気管挿管・ビデオ硬性喉頭鏡の適応判断基準

【気管挿管の適応】

- ① 異物による窒息の心肺機能停止事例
- ② 傷病状況から気管挿管以外では患者予後を改善しえないと医師が判断したもの

【気管挿管適応外】

- ① 状況から頸髄損傷が強く疑われる事例
- ② 頭部後屈困難例
- ③ 喉頭鏡挿入後喉頭展開困難例
- ④ 開口困難と考えられる例
- ⑤ 喉頭鏡挿入困難例
- ⑥ その他の理由で声帯確認困難例
- ⑦ 時間を要する、もしくは要すると考えられる例
- ⑧ その他担当救急救命士が気管挿管不適切と考えた例

ただし、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いる場合においては、① ② ③ は気管挿管の適応と考える

傷病者は15歳以上か？（一見して15歳以上と判断されるか？）

YES

状況報告と気管挿管指示要請へ

救急現場で実施する

気管内チューブの位置確認にカプノメーターを使用できる場合、食道挿管検知器（EDD チェッカー）及び呼気二酸化炭素検出器（イージーキャップⅡ）による確認に代えることができる。

なお、下記の事例は、既存の方法により十分な効果が得られるもの、または気管挿管を実施しても予後の改善が期待できないものであり、気管挿管を実施する必要はないとされたもの

- ① 脳血管障害による心肺機能停止が明らかな事例（※）
- ② 心筋梗塞・致死性不整脈、循環器系の傷病に起因する心肺機能停止が明らかな事例（※）
- ③ 呼吸器系を除く部位の外傷に起因する心肺機能停止が明らかな事例（※）

※ ただし、上記の傷病に伴って嘔吐等が認められ、ラリンゲアルマスク・食道閉鎖式エアウェイが挿入困難である事例は除外する。

- ④ 目撃のない縊死による心肺機能停止事例
- ⑤ 目撃のない入浴中の心肺機能停止事例